

環循適発第 2008261 号  
環循規発第 2008261 号  
令和 2 年 8 月 26 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
（公印省略）

廃棄物規制課長  
（公印省略）

食品残さ利用飼料の加熱処理基準の見直しに係る対応について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

今般、下記のとおり、農林水産省において飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）等の関係法令が改正され、食品残さ利用飼料の安全確保対策として、同飼料の加熱処理基準の規定の見直しがなされ、当該規定が令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の事務にも影響が生じ得ると考えられるので、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 一 加熱処理基準の見直しに係る関係法令の改正の概要について

豚の悪性家畜伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）は、有効なワクチンや治療法がなく、発生した場合、畜産業界への影響が甚大な疾病である。平成 30 年 8 月以降、近隣諸国において本病の発生が急速に拡大しており、また、我が国に持ち込まれた肉製品からウイルスが分離されるなど、我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状態にある。また、海外では、適切な処理がなされていない食品残さの豚への給餌が、ASF の発生原因となった事例が数多く報告されており、沖縄県で発生した豚熱（CSF）の事例についても、加熱不十分な食品残さの給餌により CSF ウイルスが侵入した可能性が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、ASF をはじめとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すため、食品残さ利用飼料の安全確保対策を強化する必要がある。

そのため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づく成分規格等省令等の改正がなされ、食品残さ利用飼料の安全確保対策が的確に

講じられる体制が構築される。具体的には、肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする豚を対象とした飼料の製造の方法の基準について、次に掲げる事項等が義務付けられることとなった。

- (1) 加熱処理を行わなければ、豚を対象とする飼料に含んではならないこと
- (2) 攪拌しながら90度以上、60分以上又はこれらと同等以上の加熱処理を行うこと
- (3) 加熱処理の記録の作成・保存を行うこと
- (4) 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講ずること

## 二 加熱処理基準の見直しに係る廃棄物処理業関係の対応について

記の一(2)のとおり、加熱処理基準が、従来の「70度30分以上又は80度3分以上」から「攪拌しながら90度以上、60分以上又はこれらと同等以上」に変更となり、同規定が令和3年4月1日から施行されることから、今後各地方公共団体において、この加熱処理基準の変更に伴う処理施設の設備の変更等に応じた対応が必要となることが予想される。

具体的には、廃棄物処分業等の許可を有する食品残さ利用飼料製造事業者から、法第7条の2第3項又は第14条の2第3項の規定に基づく廃棄物処分業に係る変更届出、また、廃棄物処理施設の設置許可についても有する食品残さ利用飼料製造事業者から、法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定に基づく廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可申請若しくは法第9条第3項又は第15条の2の6第3項の規定に基づく廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出等の件数が増加することが予想される。

そのため、特に、廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可申請については、受理した後、一定程度の処理期間を要することから、上記加熱処理基準の変更の規定の施行日に留意の上、申請者たる廃棄物処理施設の設置許可を有する食品残さ利用飼料製造事業者と適宜協力し、当該許可申請の円滑な処理に配慮願いたい。また、廃棄物処分業又は廃棄物処理施設の設置に係る変更の届出を受理した場合においても、具体的な問題が生じた場合等を除き、当該届出者による処理業等の運営に支障が生ずることのないよう留意されたい。

なお、廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可又は届出が必要な場合かどうかの判断については、当該廃棄物処理施設における当該変更に伴う処理能力の増大及び生活環境への負荷の増大等、各廃棄物処理施設における処理の実態等を踏まえ、各地方公共団体において個別具体的に判断されたい。

# 写

2 消安第 2313 号  
令和 2 年 8 月 26 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する  
省令等の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年農林水産省令第 56 号。以下「改正省令」という。）並びに令和 2 年農林水産省告示第 1684 号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 6 の (1) のアの規定に基づき、同アの農林水産大臣が定める方法を定める件）及び令和 2 年農林水産省告示第 1685 号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 6 の (1) のイの規定に基づき、同イの農林水産大臣が定める方法を定める件）（以下「新告示」と総称する。）が令和 2 年 8 月 26 日付けで公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正省令及び新告示の内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、改正省令及び新告示の施行に伴い、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、併せて御了知の上、事務の参考としてください。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

- 1 豚の悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚熱 (ASF) は、有効なワクチンや治療がなく、発生した場合、畜産業界への影響が甚大な疾病である。平成 30 年 8 月以降、中国を始めとするアジア地域で本病の発生が急速に拡大してお

り、また、我が国に持ち込まれた肉製品から本病の生きたウイルスが分離されるなど、我が国への本病の侵入リスクが極めて高い状態にある。

また、海外では、適切な処理がなされていない食品残さの豚への給餌が、ASF の発生原因となった事例が数多く報告されており、沖縄県で発生した豚熱 (CSF) の事例についても、加熱不十分な食品残さの給餌により CSF ウイルスが侵入した可能性が指摘されている。

このような状況を踏まえ、ASF を始めとした家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期すため、食品残さ (食品循環資源) を利用した飼料の安全確保対策を強化する必要がある。

2 このため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。) に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。) を改正し、食品残さ (食品循環資源) を利用した飼料の安全確保対策が的確に講じられる体制を構築する。

具体的には、肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源であって肉と接触した可能性があるものについて、省令別表第 1 及び同表が委任する新告示において、国際基準 (※) に整合した規格及び基準を新設し、

- ① 加熱処理を行わなければ、豚を対象とする飼料に含んではならないこと
- ② 攪拌しながら 90 度以上、60 分以上又はこれらと同等以上の加熱処理を行うこと
- ③ 加熱処理の記録の作成・保存を行うこと
- ④ 加熱処理後の飼料の再汚染防止対策を講ずること

等の遵守を義務付けることとする。

(※) 国際基準 : OIE (国際獣疫事務局) が定めた動物衛生に関する規約 (コード)。

## 第 2 改正の概要

(1) 食品循環資源又は食品循環資源を原料・材料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を新設 (省令別表第 1 の 6)

食品循環資源を原料・材料とする飼料の成分規格 (第 1 の 2 ①関係)、食品循環資源又は食品循環資源を原料・材料とする飼料の製造の方法の基準 (第 1 の 2 ②関係)、食品循環資源を原料・材料とする飼料の使用の方法の基準 (第 1 の 2 ①関係)、食品循環資源又は食品循環資源を原料・材料とする飼料の保存の方法の基準 (第 1 の 2 ①関係)、同表示の方法の基準を規定する。

(2) 省令別表第1の6の(1)のア及びイが委任する告示として、省令の農林水産大臣が定める方法を規定（新告示）

同アが委任する告示では、豚用飼料に含むことができる動物由来食品循環資源の加熱処理の方法（第1の2②関係）、再汚染防止対策（第1の2④関係）、加熱処理の記録の作成・保存（第1の2③関係）を規定する。

また、同イが委任する告示では、動物由来食品循環資源に含むことができる肉及び肉を含む食品の加熱処理の方法（第1の2②関係）、再汚染防止対策（第1の2④関係）を規定する。

### 第3 留意事項

- 1 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第14号）及び家畜伝染病予防法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年農林水産省令第46号）による改正後の家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第2（第21条関係）の飼養衛生管理基準（豚、いのしし）の「21 処理済みの飼料の利用」においては、飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、省令に基づき適正に処理が行われたものを用いる旨が規定されており、当該改正についても、省令及び新告示の施行と同時に施行される。
- 2 本省令の施行に当たっては、別途発出するガイドラインに基づき、遺漏のないよう、対応ありたい。

### 第4 施行期日

改正省令及び新告示は、令和3年4月1日から施行することとする。

(別紙)

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p><u>(ク) 食品循環資源について (成分規格等省令別表第1の6)</u></p> <p><u>食品循環資源については、アフリカ豚熱等の疾病の対策の観点から、食品循環資源を利用した飼料の安全確保対策のため、成分規格等が定められたものである。</u></p> <p>第3～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準及び規格</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア 別表第1 (飼料関係)</p> <p>(ア)～(ク) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3～5 (略)</p>

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。